

経営安定関連保証（セーフティネット保証）と危機関連保証

経営安定関連保証（セーフティネット保証）

一般保証とは別枠（2.8億円）で保証。
4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証。
5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

危機関連保証

一般保証やセーフティネット保証とは、さらに別枠（2.8億円）で、全国・全業種（保証対象業種に限る）を対象に100%保証。

一般保証枠（2.8億円）

+

SN保証枠（2.8億円）

4号：100%保証（全都道府県）
5号：80%保証（指定業種）
別枠（2.8億円）は、4号・5号共有

+

危機関連保証枠（2.8億円）

危機関連保証：100%保証（全国・全業種）
※保証対象業種に限る。

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

※但し、セーフティネット保証及び危機関連保証のほか、災害関係保証（東日本大震災に限る）、東日本大震災復興緊急保証と合わせて5.6億円（うち無担保保険1.6億円、普通保険4億円）まで

セーフティネット保証

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号・・・基本保証料率は0.95%

幅広い業種（保証対象業種に限る）で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

認定基準：売上が前年同月比▲20%以上減少等の場合（一部運用の緩和あり）

○セーフティネット保証5号・・・基本保証料率は0.86%

特に重大な影響が生じている業種（保証対象業種に限る）について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

認定基準：売上が前年同月比▲5%以上減少等の場合（一部運用の緩和あり）

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

◆SN4号：3月2日に全都道府県が対象に指定されました。

◆SN5号：5月1日より全業種（保証対象業種に限る）が指定されました。

なお、指定業種については、経済産業省・中企庁HPより、ご確認ください。

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、一般枠及びセーフティネット保証枠とは、さらに別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○危機関連保証・・・基本保証料率は0.80%

全国・全業種（保証対象業種に限る）の事業者について、一般枠及びセーフティネット保証枠とは、さらに別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

認定基準：売上が前年同月比▲15%以上減少等の場合（一部運用の緩和あり）

ご利用の流れ

- ①対象となる中小企業者の方は、原則として本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村に認定申請を行います。
- ②希望の金融機関に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます。（事前に金融機関又は信用保証協会と相談されるとスムーズです。）

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等については、認定基準の運用が緩和されています。

なお、詳細については、認定権者である各市町村の担当部署にお尋ねください。

※ご利用には、別途、金融機関及び信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、金融機関又は信用保証協会までお問い合わせください。